

幼稚園型認定こども園の幼保連携認定こども園への移行に伴う 利用定員の設定について

1 幼稚園型から幼保連携型の認定こども園の移行について

幼保連携型認定こども園は、認定こども園法における認可施設として位置づけられ、子ども・子育て支援法第27条第1項に基づく確認を受けた幼保連携型認定こども園については、教育・保育給付の対象とされています。

一方で、幼稚園型認定こども園については、認定こども園法第3条第1項に基づく認定施設です。幼保連携型認定こども園と同様に、子ども・子育て支援法第27条第1項に基づく確認を受けた場合は、教育・保育給付の対象とされています。

- ・都道府県、指定都市、中核市が認可する施設の一つで、学校及び児童福祉施設の双方の位置づけを有する“単一の施設”とされ、学校教育、保育、保護者に対する子育て支援を一体的に提供します。
- ・設備・運営基準（久留米市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例で定める基準）や経済的基礎等の認可基準（認定こども園法第17条第2項各号に掲げる基準）に適合することが必要です。

○主な相違点

	幼稚園型認定こども園	幼保連携型認定こども園
根拠法	学校教育法	児童福祉法 認定こども園法
法的性格	学校（幼稚園＋保育所機能）	学校かつ児童福祉施設
認可・認定	学校として認可 保育所機能部分は認定	学校機能と保育所機能を一体的に有する施設として認可
設置主体	国、自治体、学校法人	国、自治体、学校法人、社会福祉法人
職員の資格	満3歳以上 ⇒ 幼稚園教諭免許・保育士資格の併有が望ましい（いずれかでも可） 満3歳未満 ⇒ 保育士資格が必要	保育教諭 (幼稚園教諭免許＋保育士資格)

2 子ども・子育て会議における意見聴取

今回対象となる施設は、幼稚園型認定こども園から幼保連携型認定こども園に類型を変更するため、幼保連携型認定こども園としての認可を受けるにあたり、子ども子育て支援法第77条第1項に基づき、施設の利用定員についてご意見をいただくものです。

	施設名	区域	施設種別	認可年月日	定員
既存施設	久留米天使こども園	中央部	幼稚園型 認定こども園	平成26年10月1日	1号認定：150人 2・3号認定：30人 合計：180人
移行後施設	久留米天使こども園	中央部	幼保連携型 認定こども園	令和5年4月1日 (事業開始予定)	1号認定：144人 2,3号認定：53人 合計：197人

久留米天使こども園

- (1) 施設名：久留米天使こども園（現施設：久留米天使こども園）
- (2) 利用定員：移行後の施設の定員を197人とし、教育利用認定を144人、保育利用認定を53人とします。
- (3) 設置目的：家庭・地域を取り巻く環境の変化に伴い、保育の質の向上と保護者の多様化するニーズに応え、保護者の就労状況に関わらず柔軟に子どもを受け入れることを目的としています。

○移行後の定員設定

	0歳	1歳	2歳		3歳		4歳		5歳		計	1号	2・3号
			満3歳	1号	2号	1号	2号	1号	2号				
移行前	3	9	9	50	3	50	3	50	3	180	150	30	
移行後	3	10	10	12	40	10	46	10	46	197	144	53	

移行希望園の実績(幼稚園型認定こども園)

久留米天使こども園(移行前施設名 久留米天使こども園)

●認可定員と利用定員

所在地(区域)		野中町1279 (中央部)			
		1号認定	2号認定	3号認定	合計
認可定員	移行前	150	9	21	180
	移行後	144	30	23	197
利用定員	移行前	150	9	21	180
	移行後	144	30	23	197
	増減	▲6	21	2	17

●実利用者数

(各年度 その年度の3月末現在)

	0歳	1歳	2歳		3歳		4歳		5歳		計
			満3歳	1号	2号	1号	2号	1号	2号		
R2	2	9	12	6	39	0	45	0	49	2	164
R3	3	9	12	4	37	0	44	0	46	0	155
R4 (見込)	3	6	11	5	34	0	37	0	47	0	143